

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和元年度)

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
本 局	山口市下小鯖
本 局	山口市上小鯖

(注) 所有者等の探索の対象となる地域は、地番区域単位で記載すること。